

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

**佐賀県人事委員会規則第27号**

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後					
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）					
	組織	職	区分		組織	職	区分		
知事	本庁	略		略	知事	本庁	略		略
		政策部	略 国民保護・防災対策監 <u>運航安全管理監</u>	4種 4種			政策部	略 国民保護・防災対策監	4種
		総務部	税政総括監	2種			総務部	税政総括監 <u>政策調整監（行政組織規則 第23条第2項に規定するも のに限る。）</u>	2種 3種
		略					略		
	現地 機関	政策部	略 消防学校副校長	略 4種	現地 機関	政策部	略 消防学校副校長 <u>防災航空センター所長</u> <u>運航安全管理監</u>	略 4種 3種 4種	
		略				略			
略				略					

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。